

住之江区表彰要綱

(趣旨)

第1条 大阪市表彰規則実施要項（平成25年3月29日政策企画室長決裁）

6（2）の規程に基づく住之江区の表彰については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(表彰事由)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- （1）民生・社会福祉事業に関し顕著な功績のあった者
- （2）地域社会の振興発展に関し顕著な功績のあった者
- （3）産業経済の振興、市民生活の向上発展に関し顕著な功績のあった者
- （4）教育・文化・スポーツの振興発展に関し顕著な功績のあった者
- （5）環境・保健衛生に関し顕著な功績のあった者
- （6）人命救助等をした者
- （7）その他特に適当と認める顕著な功績のあった者

(表彰を行う者)

第3条 表彰は、住之江区長が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は表彰状、感謝状又は賞状を授与して行い、その区分については、次のとおりとする。

(1) 表彰状

顕著な功績・功労あるいは模範となる善行の者

(2) 感謝状

区政の推進に積極的に協力した者

(3) 賞状

競技会展覧会等において成績優秀な者

(実施細目)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。